

京都市消防局訓令甲第7号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災調査規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

第34条及び第40条中「署長は、」の右に「法第32条第1項の規定により
製品を製造し若しくは輸入した者又は」を加える。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第34条関係）

資料提出命令書

ア 製造業者等用

住所(法人にあっては,主たる事業所の所在地)	京都市	消防署達第	号	
		年	月	日
氏名(法人にあっては,名称及び代表者名)	京都市	消防署長	印	
様	(担当	課)	

消防法第32条第1項の規定により次の資料を 年 月 日までに京都市 消防署に提出するよう命令する。 なお,理由なく資料の提出をせず,又は虚偽の資料を提出したものは,消防法により処罰されることがあります。	
命令の内容	

教示

この処分に不服があるときは,この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に,京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また,この処分を受けた日(京都市消防局長に審査請求をしたときは,当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に,京都市を被告として,京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は,京都市長となります。)

資料提出命令書

イ 関係者用

住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	京都市 消防署達第 号 年 月 日
氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 様	京都市 消防署長 印 (担当 課)

<p>消防法第34条第1項の規定により次の資料を 年 月 日までに京都市 消防署に提出するよう命令する。</p> <p>なお、理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したものは、消防法により処罰されることがあります。</p>	
命令の内容	

教示

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分を受けた日（京都市消防局長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）

第 8 号様式中

「
住所
氏名 様
」を

「
住所(法人にあつては,主たる事業所の所在地)
氏名(法人にあつては,名称及び代表者名)
様
」に改める。

第 1 2 号様式を次のように改める。

第12号様式(第40条関係)

調査関係事項報告徴収書

ア 製造業者等用

住所(法人にあつては,主たる事業所の所在地)	京都市	消防署達第	号
		年	月
			日
氏名(法人にあつては,名称及び代表者名)	京都市	消防署長	印
様	(担当	課)

消防法第32条第1項の規定により次の事項について 年 月 日までに京都市 消防署に報告するよう命令する。
なお,理由なく報告せず,又は虚偽の報告をしたものは,消防法により処罰されることがあります。

報告の内容	
-------	--

教示

この処分不服があるときは,この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に,京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また,この処分を受けた日(京都市消防局長に審査請求をしたときは,当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に,京都市を被告として,京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は,京都市長となります。)

調 査 関 係 事 項 報 告 徴 収 書

イ 関係者用

住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地）	京都市	消防署達第	号
		年	月 日
氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 様	京都市	消防署長	印
	（担当 課 ）		

<p>消防法第34条第1項の規定により次の事項について 年 月 日まで に京都市 消防署に報告するよう命令する。 なお，理由なく報告せず，又は虚偽の報告をしたものは，消防法により処罰されることがあります。</p>	
報告の内容	

教示

この処分に不服があるときは，この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に，京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分を受けた日（京都市消防局長に審査請求をしたときは，当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(消防局警防部調査課)